

市町村民税
道府県民税

給与支払報告書
特 別 徴 収

にかかる給与所得者異動届出書

整 理 番 号			
宛名番号			
係			
()			

フリガナ										
氏 名										
個人番号										
1月1日現在	※必ずご記入ください									
異動後										

(ア)	(イ)	(ウ)	異動の事由・年月日	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額	退職手当の支払予定額
特別徴収税額 (年 税 額)	徴 収 済 額	未徴収税額 (ア)ー(イ)	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 会社解散 6. 少額給与 7. 支払不定期 8. その他 理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収	円	円
円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	年 月 日	残額を異動者から全額徴収して納入する 残額を異動者本人が納入する	控 除 社 会 保 険 料 額	勤 続 年 数
	円	円			円	年

【一括徴収について】 (上記「異動後の未徴収税額の徴収方法」で1以外を選んだ場合ご記入ください)

※必ずご記入ください

一 括 徴 収 す る 場 合	給与又は退職手当の支払予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備 考
1. 異動が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。	年 月 日	円	円	一括徴収した税額は 月分 (月 日納期限分)で納入します
2. 異動が1月1日から4月30日までの間で特別徴収継続の希望がないため。	年 月 日	円	円	
一 括 徴 収 し な い 場 合				
1. 異動が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。				
2. 特別徴収継続の希望があるため。(転勤の場合も含む)				
3. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、未徴収税額(上記(ウ)の額)を超える給与または退職手当の支払いがないため。				
4. 死亡による退職のため。				

※一括徴収の場合、必ずご記入ください

【転勤・再就職等について】 (上記「異動事由」で転勤を選んだ場合や、再就職等の場合にご記入ください)

新しい 給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒										月割額	円を
	フリガナ											月分から徴収し納入する	
	名 称												
	個人番号又は法人番号										個人番号の場合は12桁		
	電 話 番 号												

処理日	年 月 日
担 当 者	処 理 欄

転勤・再就職等の場合の異動届出書の流れ：前勤務先→新勤務先→佐渡市

※ 転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記載し、新勤務先に送付してください。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付してください。新勤務先では下段の事項を記載し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村へ提出してください。

【注意事項】退職の日が一月一日から四月三十日までの間に、原則未徴収税額をまとめて徴収してください。本人からの申出がない場合は、本人からの申出がない場合